

昭和五十年建設省令第二十号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）...

第一章 総則（第一条）

第一条の二 土地区画整理促進区域（第一条の二・第二条）

第二章 特定土地区画整理事業（第三条―第十三条）

第三章 住宅街区整備促進区域（第十四条・第十五条）

第四章 住宅街区整備事業（第十六条―第五十条）

第五章 雑則（第五十一条・第五十二条）

第一章 総則

第一条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）...

第一条の二 土地区画整理促進区域（建築行為等の許可の申請）

第一条の二 法第七条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第一の申請書を提出してするものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更にあつては、次に掲げる図書

二 建築物の新築、改築又は増築にあつては、次に掲げる図書

3 前項第一号ロの設計図は、土地の形質の変更後における公共施設的位置及び形状を、当該行為により新設し、又は変更される部分と既設のもの...

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができぬものでなければならぬ。

11条の二 第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十一条第三項の規定による協議の上であることを証する書類を添付しなければならない。

5条 土地区画整理法第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の三第一項、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第一項の認可を申請しようとする者は、法第十七条第一項の規定により事業計画において集合農地区を定めようとするときは、認可申請書に法第十七条第三項の規定による市町村長の意見を記載した書類を添付しなければならない。

6条 法第十三条第一項に規定する共同住宅区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

7条 法第十四条第一項の申出は、別記様式第二の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

8条 法第十五条第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

11条 特定土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二十条第二項の規定による協議をしたことを証する書類

二 法第二十一条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類

11条の二 特定土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則第十二条第一項に規定する換地図は、同条第二項各号に掲げるもののほか、法第十六条第二項の規定により換地計画において共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその土地の位置及び形状を表示し、特定土地区画整理事業の施行後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定番地を記入したものでなければならぬ。

12条 特定土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則別記様式第六（一）の「記事」欄には、同様式備考6によるものほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、次に掲げる場合に、それぞれその旨を記載するものとする。

一 法第十六条第一項の規定により換地を定める場合

二 法第十九条の規定により換地を定める場合

三 法第二十条第一項の規定により義務教育施設用地として定める場合

四 法第二十一条第一項の規定により保留地として定める場合

2 法第十六条第二項の宅地に係る土地区画整理法第八十七条第一項第四号に掲げる事項は、土地区画整理法施行規則第十三条の規定にかかわらず、別記様式第五により定めるものとする。

2 法第十六条第二項の宅地に係る土地区画整理法第八十七条第一項第四号に掲げる事項は、土地区画整理法施行規則第十三条の規定にかかわらず、別記様式第五により定めるものとする。

2 法第十六条第二項の宅地に係る土地区画整理法第八十七条第一項第四号に掲げる事項は、土地区画整理法施行規則第十三条の規定にかかわらず、別記様式第五により定めるものとする。

2 法第十六条第二項の宅地に係る土地区画整理法第八十七条第一項第四号に掲げる事項は、土地区画整理法施行規則第十三条の規定にかかわらず、別記様式第五により定めるものとする。

る人口一人当たり三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万人が居住することができるとされ、人口約一万人を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。

二 設計の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。

三 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、六メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、四メートル以上であることをもって足りる。

四 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。

五 道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適当なすみきりをしなければならない。

六 設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合等施行地区の周辺の状況並びに施設住宅の規模及び配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 設計の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。

八 設計の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該住宅街区整備事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

九 施設住宅区、既存住宅区及び集合農地地区は、施設住宅区内の良好な居住環境の確保、既存住宅区内の建築物その他の工作物の機能の適正な維持活用及び集合農地区内の農林漁業経営の存続が図られるよう相互に調和を保持するように考慮して定めなければならない。

十 施設住宅は、施行地区及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保並びに災害の防止に支障がないような容積、建築面積、高さ及び配列としなければならない。

十一 施設住宅その他の住宅は、施行地区内及びその周辺に鉄道、幹線道路等が存するとき、騒音、振動等により居住環境が阻害されないように考慮して、配置しなければならない。

十二 施設住宅は、施設住宅に関し権利を与えられることとなる者の生活再建等を考慮して、できる限り、低廉化が図られるようにしなければならない。

第十三条 法第三十五条第一項に規定する資金計画に関する同条第六項に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。
- 二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

第二十四条 法第三十六条において準用する土地区画整理法第九項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第三項第一項の規定を準用する。

第三十六条において準用する土地区画整理法第三十六条の規定により定められた規約については認可した場合における法第三十六条において準用する土地区画整理法第三十一条第八項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第三項第三項の規定を準用する。

第三十六条において準用する土地区画整理法第三十三条第四項において準用する同法第九項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第三項第四項の規定を準用する。

第二十五条 削除
（施行者の変動があつた場合における届出及び都府県知事の公告事項）

第二十六条 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十一項の規定による届出については、土地区画整理法施行規則第十五条第一項の規定を準用する。

第二十七条 法第三十七条第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

第二十八条 法第三十七条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者又はその区域内の水面について公有水面埋立法第二項第一項の免許を受けている者であることを証する書類
- 二 法第五十一条において準用する土地区画整理法第七十五条の規定による承認を得たことを証する書類
- 三 法第五十一条において準用する土地区画整理法第十八条の規定による同意を得たことを証する書類

法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の認可を申請しようとする住宅街区整備組合（以下「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の変更又は事業計画の変更について総会又は総代会の議決を経たことを証する書類
- 二 法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する同法第七十五条の規定による承認を得たことを証する書類

法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する同法第十八条の規定による同意を得たことを証する書類

法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第三項の規定による同意を得たことを証する書類

法第三十七条第一項又は法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の認可を申請しようとする者は、法第三十九条において準用する法第三十五条第二項の規定により事業計画において集合農地地区を定めようとするときは、認可申請書に法第三十九条において準用する法第三十五条第四項において準用する法第三十七条第三項の規定による市町村長の意見を記載した書類を添付しなければならない。

法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十五条第二項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 解散の決定に関する総会の議決があつたことを証する書類、定款で定められた解散事由の発生を証する書類又は事業の完成若しくはその完成の不能を明らかにする書類
- 二 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十五条第四項の規定による同意を得たことを証する書類

法第四十九条第四項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(借地権の申告手続)
第二十九条 法第五十一条において準用する土地区画整理法第十九条第三項(法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申告については、土地区画整理法施行規則第十

六条の規定を準用する。
(意見書の内容の審査の方法)
第二十九条の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第二十条の第二項において準用する土地区画整理法施行令第三十二条の二第一項において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項(法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。))において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審査を行う場合については、土地区画整理法施行規則第四条の五第一項の規定を準用する。

2 令第二十条の二第二項において準用する土地区画整理法施行令第三条の二第二項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第五項(同条第十三項において準用する場合を含む。))において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審査を行う場合については、土地区画整理法施行規則第四条の五第二項の規定を準用する。

3 令第二十条の二第三項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第五十九条第九項(同条第十五項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。)において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審査を行う場合には、審査関係人(法第五十九条第九項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審査関係人をいう。以下この項において同じ。)の意見を聴いて、当該審査に必要な装置が設置された場所であつて国土交通大臣等(法第五十

八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。)が相当と認める場所を、審査関係人ごとに指定して行う。

(組合施行に関する都府県知事の公告事項)
第三十条 法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十一条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 事務所所在地
二 設立認可の年月日
三 事業年度
四 公告の方法

2 法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第四項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第三十一条の二に規定する事項を準用する。
第三十一条 削除
(決算報告書)
第三十二条 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十九条に規定する決算報告書については、土地区画整理法施行規則第十八条の規定を準用する。
(地方公共団体施行、機構施行及び地方公社施行に関する認可申請手続)
第三十三条 法第五十二条第一項又は法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなければならない。

一 施行者の名称
二 資金計画
三 住宅街区整備事業の範囲
四 都府県が施行する住宅街区整備事業にあつては、事業計画の縦覧及び意見書の処理の経過
2 法第五十二条第一項の認可を申請しようとする都府県又は法第五十八条第一項の認可を申請しようとする独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。若しくは地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。))は、認可申請書に法第三十条第三項の規定による協議の上であることを証する書類を添付しなければならない。
3 法第五十二条第一項若しくは法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項の認可を申請しようとする都府県又は法第五十八条第一項若しくは法第五十九条第四項の認可を申請しようとする機構若しくは地方公社は、法第五十四条又は法第五十九条第二項にお

いて準用する法第三十五条第二項の規定により事業計画において集合農地を定めようとするときは、認可申請書に法第五十四条又は法第五十九条第二項において準用する法第三十五条第四項において準用する法第三十七条第三項の規定による市町村長の意見を記載した書類を添付しなければならない。

(地方公共団体施行、機構施行及び地方公社施行に関する公告事項)
第三十四条 法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第九項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第四条第一項の規定を準用する。
2 法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十三項において準用する同条第九項に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第四条第二項の規定を準用する。
3 法第五十九条第十一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 住宅街区整備事業の名称
二 事務所所在地
三 施行規程及び事業計画の認可の年月日
四 法第五十九条第十五項において準用する同条第十一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住宅街区整備事業の名称及び事務所の所在地(これらの事項に関して変更がなされた場合)において、その変更前のものとする。
二 並びに施行規程及び事業計画の認可の年月日
三 前項第一号又は第二号に掲げる事項に関して変更がなされたときは、その変更の内容
三 変更認可の年月日
(縦覧手続等を省略することができる軽微な設計の概要)
第三十五条 令第二十一条第一項第十三号に規定する国土交通省令で定める軽微な設計の概要の修正又は変更は、施設住宅区内の主要な給水施設、電気施設若しくはガス施設又は広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路若しくは消防用水利施設の位置の修正又は変更とする。
(取用委員会に対する裁決申請書の様式)
第三十六条 令第二十五条において準用する土地区画整理法施行令第六十九条に規定する国土交通省令で定める様式については、土地区画整理法施行規則第十九条の規定を準用する。
(既存住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定を希望しない旨の申出)
第三十七条 法第六十八条第二項の申出は、別記様式第八の申出書を提出してするものとする。

2 前項の申出書には、法第六十八条第二項ただし書の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。
第三十八条 法第六十八条第三項の申出は、別記様式第九の申出書を提出してするものとする。
2 前項の申出書には、法第六十八条第三項ただし書の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。
(集合農地区への換地の申出)
第三十九条 法第六十九条において準用する法第十八条第一項の申出については、第十条の規定を準用する。
(電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法)
第三十九条の二 法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項(法第一百一条において準用する土地区画整理法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告については、土地区画整理法施行規則第十九条の二の規定を準用する。
(公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない場合)
第三十九条の三 法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項ただし書(法第一百一条において準用する土地区画整理法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める場合については、土地区画整理法施行規則第十九条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「組合又は区画整理会社」とあるのは、「又は組合」と読み替へるものとする。
(標識)
第四十条 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十一条第一項に規定する国土交通省令で定める標識については、土地区画整理法施行規則第二十条の規定を準用する。
(登記所への届出事項)
第四十一条 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十三条に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「法第七十六条第一項各号」とあるのは、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六十七条第一項各号」と、同条第三号中「第五条第

二項の規定により同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(既存住宅区内に換地を定められるべき旨の申出)
第三十八条 法第六十八条第三項の申出は、別記様式第九の申出書を提出してするものとする。
2 前項の申出書には、法第六十八条第三項ただし書の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法)
第三十九条の二 法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項(法第一百一条において準用する土地区画整理法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告については、土地区画整理法施行規則第十九条の二の規定を準用する。
(公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない場合)
第三十九条の三 法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項ただし書(法第一百一条において準用する土地区画整理法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める場合については、土地区画整理法施行規則第十九条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「組合又は区画整理会社」とあるのは、「又は組合」と読み替へるものとする。

(標識)
第四十条 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十一条第一項に規定する国土交通省令で定める標識については、土地区画整理法施行規則第二十条の規定を準用する。
(登記所への届出事項)
第四十一条 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十三条に規定する国土交通省令で定める事項については、土地区画整理法施行規則第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「法第七十六条第一項各号」とあるのは、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六十七条第一項各号」と、同条第三号中「第五条第

「一項」とあるのは「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第十八条第一項」と読み替えるものとする。

（権利申告手続）

第四十二条 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十五条第一項又は第三項の規定による申告又は届出については、土地区画整理法施行規則第二十三条の規定を準用する。

（換地計画の認可申請手続）

第四十三条 法第七十二条第一項後段又は第八十一条第一項の認可を申請しようとする施行者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを都府県知事に提出しなければならない。

一 個人施行者にあつては、法第八十二条において準用する土地区画整理法第八十一条第一項において準用する土地区画整理法第九十七条第二項において準用する同法第八十一条第一項の規定による同意を得たことを証する書類

二 組合にあつては、換地計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類

三 市町村、機構又は地方公社にあつては、法第八十二条において準用する土地区画整理法第八十一条第一項又は法第八十一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項において準用する同法第八十一条第六項の規定による換地計画の作成又は変更に関する住宅街区整備審議会の意見書

四 組合、市町村、機構又は地方公社にあつては、法第八十二条において準用する土地区画整理法第八十一条第一項又は法第八十一条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項において準用する同法第八十一条第六項の規定により提出された意見書の処理の経緯を説明する書類（当該意見書に関する住宅街区整備審議会又は農業委員会の意見書を含む。）

五 法第七十九条第二項において準用する法第二十条第二項の規定による協議をしたことを証する書類

六 法第九十条第一項の規定による同意を得たことを証する書類

（換地設計）

第四十四条 法第七十三条第一号に掲げる換地設計は、換地図及び配置設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の換地図は、縮尺千分の一以上とし、従前の宅地及び換地（従前の宅地について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限があるときは、これらの権利又は処分の制限の目的となつて宅地又はその部分及び換地について定められたこれらの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分を含む）、保留地並びに施設住宅敷地の位置及び形状を表示し、住宅街区整備事業の施行後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定地番を記入したものでなければならない。

3 第一項の配置設計図は、第十九条第三項の表に掲げる施設住宅区平面図に各施設住宅敷地の区域を表示したものと並びに同表に掲げる施設住宅の各階平面図に各施設住宅の一部の配置及び用途を表示したものとす。

（各筆換地明細等）

第四十五条 法第七十三条第二号に掲げる各筆換地明細、同条第四号に掲げる施行者が取得することとなる施設住宅の一部等及び組合の参加組合員に与えられることとなる施設住宅の一部等の明細並びに同条第五号に掲げる保留地その他特別の定めを要する土地の明細は、別記様式第十により定めなければならない。

（各筆各権利別清算金明細）

第四十六条 法第七十三条第三号に掲げる各筆各権利別清算金明細は、別記様式第十一により定めなければならない。

（宅地の立体化に係る金銭による清算の申出）

第四十七条 法第七十四条第三項の申出は、別記様式第十二の申出書を提出してするものとする。

（登記所への通知）

第四十八条 法第八十三条において準用する土地区画整理法第七十七条第一項の規定による通知は、その通知書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一 法第七十二条第一項の規定による認可書の謄本

二 第四十四条第一項に規定する換地図及び配置設計図

三 第四十五条の規定による換地等明細書

2 前項第二号及び第三号の書類は、換地計画に係る区域が二以上の登記所の管轄にわたるときは、それぞれの登記所の管轄に属する地域ごとに分割したものをもつてこれに代えることができる。ただし、一登記所の管轄に属する従前の

土地に対する換地が他の登記所の管轄に属する土地であるときは、それぞれこれらの土地に照応する換地又は従前の土地を当該分割書類に表示しなければならない。

（施設住宅の一部等の先買い等に係る届出手続）

第四十九条 法第八十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十三の届出書を提出してするものとする。

第五十条 削除

第四章の二 都心共同住宅供給事業

（計画の認定の申請）

第五十条の二 法第一百一条の二第一項の認定の申請は、別記様式第十三の二の申請書を都府県知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 都心共同住宅供給事業を実施する区域の位置を表示した付近見取図
- 二 縮尺、方位、都心共同住宅供給事業を実施する区域の境界線及び都心共同住宅供給事業を実施する区域内における共同住宅の位置を表示した配置図
- 三 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- 四 認定を申請しようとする者が当該認定に係る都心共同住宅供給事業を実施する区域となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類
- 五 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類
- 六 住宅が分譲住宅である場合にあつては、近傍同種の住宅の価額を記載した書類
- 七 共同住宅の建設と併せて関連公益的施設の整備を行う場合にあつては、次に掲げる図書

- イ 都心共同住宅供給事業を実施する区域内における関連公益的施設の位置を表示した配置図
- ロ 縮尺、方位並びに関連公益的施設に係る間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

（計画の記載事項）

第五十条の三 法第一百一条の二第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、共同住宅の建設又は関連公益的施設の整備の事業の実施時期とする。

（法第一百一条の三第一号の国土交通省令で定める規模）

第五十条の四 法第一百一条の三第一号の国土交通省令で定める規模は、三百平方メートルとする。

（法第一百一条の三第二号の国土交通省令で定める戸数）

第五十条の五 法第一百一条の三第二号の国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。

（規模、構造及び設備の基準）

第五十条の六 法第一百一条の三第三号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 各戸が床面積（共同住宅の共用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この章において「同居親族」という。）がない者の居住の用に供する住宅にあつては、二十五平方メートル）以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物、当該建築物以外の建築物で同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として次に掲げる要件に該当するものであること。

- イ 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。
- ロ 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。
- ハ 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

- ニ イからハまでに掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

- 三 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

(賃貸の条件に関する基準)
第五十条の七 法第六号ハの国土交通省令で定める賃貸の条件の基準は、次条から第五十条の十三までに定めるとおりとする。

(賃借人の募集方法)
第五十条の八 賃貸住宅を法第六号の三第六号イ(一)に掲げる者に賃貸する者(以下この章において「一般賃貸人」という。)は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都府県知事が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の賃借人を公募しなければならぬ。

2 前項の規定による公募は、都府県知事が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行おうとともに、一般賃貸人のウェブサイトに掲載により行わなければならない。

3 前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一 賃貸する住宅が都心共同住宅供給事業により建設されたものであること。

二 賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三 一般賃貸人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

四 賃借人の資格

五 家賃その他賃貸の条件

六 賃借りの申込みの期間及び場所

七 申込みに必要な書面の種類

八 賃借人の選定方法

4 前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

(賃借人の選定)
第五十条の九 賃借りの申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合には、一般賃貸人は、抽選その他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。

(賃借人の選定の特例)
第五十条の十 一般賃貸人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で都府県知事が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数(地域の実情を勘案して当該都府県知事が別に戸数を定める場合には、その戸数)について、前二

条に定めるところにより当該賃貸住宅の賃借人を選定することができる。

(賃貸借契約の解除)
第五十条の十一 一般賃貸人は、賃借人が不正の行為によつて賃貸住宅を賃借りしたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

(賃貸条件の制限)
第五十条の十二 賃貸住宅を賃貸する者(以下この章において「賃貸人」という。)は、毎月分の月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の家賃を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

(転賃の条件)
第五十条の十三 法第六号イ(二)に掲げる者に賃貸住宅を賃貸する賃借人は、転賃人の資格、転賃人の選定方法、家賃その他賃貸の条件に関し、同条六号イ(二)を除く。ロ、ハ及びニ並びに法第六号の十一第一項及び第二項の規定に準じて賃借人が当該賃貸住宅を転賃することを賃貸の条件としなければならない。

(管理の方法の基準)
第五十条の十四 法第六号ニの国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一 賃貸人は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者で都府県知事が定める基準に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託し、又は当該賃貸住宅を賃貸すること。ただし、当該賃借人が当該基準に該当する者であり、かつ、当該賃貸住宅の管理を自ら行う場合には、この限りでない。

二 賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

三 賃貸人は、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類をその事務所に備え付けること。

(法第六号イの三第六号ホの国土交通省令で定める期間)
第五十条の十五 法第六号ホの国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、住宅事情の実態により必要があると認められるときは、都府県知事は、十年を超え二十年

以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

(譲渡の条件に関する基準)
第五十条の十六 法第七号ハの国土交通省令で定める譲渡の条件の基準は、次条から第五十条の二十までに定めるとおりとする。

(譲受人の募集方法)
第五十条の十七 分譲住宅を法第六号の三第七号イ(一)又は(二)に掲げる者に譲渡する者(以下この章において「一般譲渡人」という。)は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において分譲住宅に入居させることが適当である者として都府県知事が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該分譲住宅の譲受人を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募は、都府県知事が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行おうとともに、一般譲渡人のウェブサイトに掲載により行わなければならない。

3 前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一 譲渡する住宅が都心共同住宅供給事業により建設されたものであること。

二 分譲住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三 一般譲渡人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

四 譲受人の資格

五 価額その他譲渡の条件

六 譲受けの申込みの期間及び場所

七 申込みに必要な書面の種類

八 譲受人の選定方法

4 前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

(譲受人の選定)
第五十条の十八 譲受けの申込みを受理した戸数が分譲住宅の戸数を超える場合には、一般譲渡人は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

(地域の実情を勘案して都府県知事が別に戸数を定める場合には、その戸数)について、前二条の定めるところにより当該分譲住宅の譲受人を選定することができる。

(譲渡条件の制限)
第五十条の二十 分譲住宅を譲渡する者(以下この章において「譲渡人」という。)は、住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。

(法第六号イの三第七号ニの国土交通省令で定める基準)
第五十条の二十一 法第六号ニの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の第三項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

二 譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更してはならないことを譲渡契約の内容とするものであること。

(法第六号イの五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)
第五十条の二十二 法第六号の五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 住宅の戸数の変更のうち、五分の一未満の戸数の変更(変更後の戸数が十戸以上である場合に限り。)

二 共同住宅の建設又は関連公益的施設の整備の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更

(令第四十五条の二第二項の国土交通省令で定める共同住宅の共用部分等)
第五十条の二十三 令第四十五条の二第一項の国土交通省令で定める共同住宅の共用部分又は関連公益的施設は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

一 住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げるもの。

イ 廊下及び階段

ロ エレベーター及びエレベーターホール

ハ 立体的遊歩道及び人工地盤施設

ニ 通路

ホ 駐車場

へ 児童遊園、広場及び緑地
 ト 給水施設、排水施設、ごみ処理施設、電気施設、ガス施設、熱供給施設及び情報通信施設
 チ 機械室及び管理事務所
 リ 電波障害防除設備
 又 集会施設

二 住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げるもの。
 イ 立体的遊歩道及び人工地盤施設
 ロ 通路
 ハ 駐車場
 ニ 児童遊園、広場及び緑地
 ホ 集会施設

第五十条の二十四 (賃貸住宅の家賃)

法第百一条の十一第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

- 一 賃貸住宅（関連公益的施設であつて都府県知事が定めるものを含む。以下この条及び本条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）を期間三十五年、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額
- 二 賃貸住宅の建設に要した費用（昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。）に千分の一・四を乗じて得た額
- 三 賃貸住宅について、昇降機、暖房設備、冷房設備、給湯設備又は浴槽及びふろがまを設置した場合においては、当該設備の工事費に、次に掲げる工事費の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額（イからハに掲げる工事費にあっては、当該額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額）

- イ 昇降機設置工事費 千分の一・五
 - ロ 暖房設備設置工事費 千分の一・五
 - ハ 冷房設備設置工事費 千分の一・五
 - ホ 給湯設備設置工事費 千分の十五・四
 - ヘ 浴槽及びふろがまの設置工事費 千分の十・八
- 四 賃貸住宅の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額
- 五 賃貸住宅の建設のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額（当該賃貸住宅について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額）

六 賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

七 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

二 建設事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設及び管理をする賃貸住宅で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、住宅相互間における家賃の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を家賃の額とすることができる。ただし、この場合において、家賃の額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3

認定事業者は、賃貸住宅の維持及び管理を行うため必要があると認める場合において、当該賃貸住宅に係る推定再建築費（昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事並びに特殊基礎工事に係る推定再建築費に相当する額を除く。）に千分の一・四を乗じて得た額を第一項第二号に掲げる額とし、昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事に係る推定再建築費に相当する額に、当該推定再建築費に相当する額の区分に応じ、それぞれ第一項第三号イからホまでに掲げる率を乗じて得た額（昇降機設置工事、暖房設備設置工事及び冷房設備設置工事に係る推定再建築費に相当する額にあっては、当該乗じて得た額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額）を同号に掲げる額とすることができる。

第五十条の二十五

法第百一条の十一第二項の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の推定再建築費が、当該賃貸住宅の建設費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

賃貸住宅が前項の基準に該当する場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「賃貸住宅（関連公益的施設であつて都府県知事が定めるものを含む。以下この条及び

次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）とあるのは、「賃貸住宅（関連公益的施設であつて都府県知事が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じて得た額」とする。

第五十条の二十六 法第百一条の十一第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

- 一 分譲住宅（関連公益的施設であつて都府県知事が定めるものを含む。以下この条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）
- 二 分譲住宅を建設するために借り入れた資金の利息（借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。）
- 三 分譲住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額
- 四 分譲事務費等について都府県知事が定めた方法により算出した額

二 認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設した分譲住宅で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、住宅相互間における価額の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を価額とすることができる。ただし、この場合において、価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

三 認定事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかわらず、都府県知事の承認を得て、分譲住宅の価額を別に定めることができる。

第五十条の二十七

法第百一条の十五第一項の国土交通省令で定める戸数は、百戸とする。

第五章 雑則

第五十一条

法第三十六条において準用する土地区画整理法第九條第三項（法第三十六条において準用する土地区画整理法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。）は、法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十一條第三項若しくは第三十九條第四項、法第五十七條において準用する土地区画整理法第五十五條第九項（法第五十七條において準用する土地区画整理法第五十五條第十三項において準用する場合を含む。）又は法第五十九條第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、官報、公報その他所定の手段により行われなければならない。

都府県知事（法第七條第一項、第二十六條第一項又は第六十七條第一項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市の市長は、法第百四條第二項の規定による公告をしたときは、その公告の内容その他必要な事項について、当該公告の日から十日間、当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示するとともに、当該都府県（法第七條第一項、第二十六條第一項又は第六十七條第一項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市）のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

第五十一条の二 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長に委任する。ただし、法第九十五條第一項、法第九十六條において準用する土地区画整理法第九十六條第一項及び法第九十九條の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第四條第一項の規定により指定すること。

二 法第五十八條第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可をすること（機構が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）。

三 法第五十九條第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供し、同条第六項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による意見書又は同条第七項（同条第十五項において規定を準用する場合を含む。）の規定による報告を受理し、同条第八項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により意見書の内容を審査し、及び必要な修正を命じ、又は通知し、

て準用する土地区画整理法第十條第三項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。）は、法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十一條第三項若しくは第三十九條第四項、法第五十七條において準用する土地区画整理法第五十五條第九項（法第五十七條において準用する土地区画整理法第五十五條第十三項において準用する場合を含む。）又は法第五十九條第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、官報、公報その他所定の手段により行われなければならない。

同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により公告し、及び図書を送付し、並びに同条第十四項の規定による認可を付すること（機構が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）。

四 法第九十二条第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること（機構が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）。

五 法第九十八条第一項の規定による審査請求又は同条第二項の規定による再審査請求に対して裁決をすること。

（大都市等の特例）

第五十二条 この省令中府県知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この省令中府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

（生産緑地地区に関する都市計画についての要請）

第五十三条 法第六十六条第一項の申出は、別記様式第十四の申出書を提出してするものとする。

2 前項の申出書には、法第六十六条第一項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

3 法第六十六条第三項の規定による要請は、別記様式第十五の要請書を提出してするものとする。

4 前項の要請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 要請に係る土地の位置及び区域を表示した図面
 - 二 当該区域に係る仮換地指定通知書又は換地処分通知書の写し
 - 三 第一項の申出書及び第二項の書類の写し
- 附 則 抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年九月二八日建設省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五十七年一〇月二日建設省令第五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、土地区画整理法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十七年十月二日）から施行する。

附 則 （昭和六三年一月二四日建設省令第二号）抄

この省令は、土地区画整理法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年十一月十五日）から施行する。

附 則 （平成二年一月一九日建設省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第六十二号）の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。

附 則 （平成三年九月六日建設省令第一六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、生産緑地法の一部を改正する法律（平成三年法律第三十九号）の施行の日（平成三年九月十日）から施行する。

附 則 （平成五年七月二九日建設省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成五年七月三十日）から施行する。

附 則 （平成六年九月一九日建設省令第二五号）抄

この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則 （平成七年五月二四日建設省令第一四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第十五号）の施行の日（平成七年五月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二年三月三十一日建設省令第九号）抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年九月二七日建設省令第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二一年九月二九日建設省令第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年九月三十日）から施行する。

附 則 （平成二二年一月一七日建設省令第九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成二二年一月三十一日建設省令第一〇号）抄

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年二月二四日建設省令第一一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成二二年一月三十一日建設省令第一〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成二四年五月三十一日国土交通省令第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二六年六月一八日国土交通省令第七〇号）抄

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月七日国土交通省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一〇月二一日国土交通省令第一〇二号）抄

この省令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

附 則 （平成二八年六月八日国土交通省令第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年四月三〇日国土交通省令第三四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二七年四月一日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年四月三〇日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日国土交通省令第七号）抄

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四條 施行時特例市に対する第三条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十二條の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市(以下この条において「施行時特例市」と、「又は中核市」とあるのは、「中核市又は施行時特例市」とする。

附則 (平成二十八年一月二八日国土交通省令第四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年三月三十一日国土交通省令第三号)抄

1 この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年八月三十一日国土交通省令第五三三号)抄

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附則 (令和六年一月一九日国土交通省令第二号)抄

1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則 (令和六年一月三十一日国土交通省令第六号)抄

(施行期日)

1 この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の改正規定及び第十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十条及び第十五条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定は、この省令の施行の日以後に開始される公募については適用し、同日前に開始された公募については、なお従前の例による。

一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十条の八第二項及び第五十条の十七第二項

4 第八条、第十条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定は、附則第一項ただし書に規定する省令の施行の日以後にされる公告については適用し、同日前にされた公告については、なお従前の例による。

一 略

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項

別記様式第一(第一条の二関係)

別記様式第一(第一条の二関係) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項

申請者 住所 氏名

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の規定に基づき、下記の宅地について、下記により申請します。

区

一 土地の概要の記載

区画に区分される地塊の名称	面積
区画の名称	
区画の面積	

二 申請者の概要、当該宅地に関する事項

申請者の住所及び名称	住所
申請者の住所及び名称	
住所、当該又は建設の別	
取得時期、取得面積及び区分	

備考

- 申請者が法人である場合には、法人は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「住所の別」欄には、当該行先が建設申請者か、又は既に建設する場合においては、その区分が当該申請者の所有物であることを記載すること。
- 「取得時期の別及び取得時期」欄には、当該申請者が自己の所有又は建設の用に供するものか区分の取得及び建設が建設申請者か、又は既に建設する場合においては、その区分が建設申請者の所有であることを記載すること。

別記様式第二(第七条関係)

別記様式第二(第七条関係) 共同住宅建設申請書

申請者 住所 氏名

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十一条の規定に基づき、下記の宅地について共同住宅建設申請書の提出を申請します。

居住及び用途	面積	用途	種別

備考

申請者が法人である場合には、住所及び氏名は、それぞれその法人の住所及び名称、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

別記様式第三(第八条関係)

別記様式第三(第八条関係) 共同住宅建設申請書

申請者 住所 氏名

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十一条の規定に基づき、下記の宅地について共同住宅建設申請書の提出を申請します。

申請者の住所	住所及び用途	面積	用途	種別	取得時期の別及び取得時期

備考

- 申請者が法人である場合には、住所及び氏名は、それぞれその法人の住所及び名称、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 「種別」欄は、欄下に設けられた種別を記載すること。
- 「取得時期の別及び取得時期」欄は、従前の宅地の種別と異なる割合を有することを希望する場合にのみ記載すること。

別記様式第四（第十条、第三十九条関係）

別記様式第四(第十条、第三十九条関係)
集合専有権取得申請書

届 出 日

申請人 住所
氏名
生年月日
職名

大物件地における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法【第三十九条】
で規定する場合は表第一項【の規定により、下記の宅地についての専有権を集合専有権区域内に定
めることとする申請をします。】

区	地番	地目	地種

備考
申請人が法人である場合には、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務
所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

別記様式第五（第十二条関係）

別記様式第五(第十二条関係)
大物件地における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第24条第2項の規定
による処分が得難
い 従前の土地

所有権の登記の有無	土地の表示	登記簿の用途及び 用途	種	別

② 換地処分後の土地

所有権登記又は所有 権の登記の有無	土地の 表示	用途 用途及び 用途	種	別	登記簿番号

備考
1 「所有権の登記及び氏名」欄には、所有権が法人であるときは、その名称及び主たる
事務所の所在地を記載すること。
2 「土地の表示」欄には、その所在、地番、用途及び地種を記載すること。
3 「種別」欄には、登記簿の用途欄に記した用途又は用途、用途以外の土地の地
種別の名称に該当する事項の内容及び用途若しくは用途の範囲の登記に基き記載すること
とし、登記簿に記載された順位の番号を記載し、その権利が順位を記載すること。
4 「用途の欄(番号)」欄は、空欄としておくこと。
5 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を
適宜組み替え、又は空白に欄を設けることができるものとする。

別記様式第六（第十三条関係）

別記様式第六(第十三条関係)
大都市圏における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第16条第2項の規定による処分に係る各筆各権利別清算金明細

権利者 の住所 及び氏 名	従 前 の 土 地							換 地 処 分 後 の 土 地							換地すべ り算金及び清算 金精算額	換地すべ り金額	
	市区町 村及び 字	地番	地目	地種	所有権以外の権利 又は登記の別	種別	部分 番号	面積	市区町 村及び 字	地番	地目	地種	共有 持分 番号	面積			換 取 金 額

備考
1 「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
2 従前の土地に係る「市区町村及び町又は字」、「地番」、「地目」及び「地種」の各欄は、登記簿に記載された表示により記載すること。この
場合において、「地種」欄には、登記簿に記載された地種が換地を定めるときの基準となる従前の地種(以下「基準地種」という。)と異なるときは、
当該基準地種を併記すること。
3 従前の土地について存する所有権以外の権利又は処分の制限に係る「種別」、「部分」、「番号」及び「地種」の各欄には、既登記のもの及び
申寄又は届出があったものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、既登記のものについては、その登記簿に記載
された順位の番号を記載し、「地種」欄には、登記又は申寄若しくは届出に係る地種を基準地種とするときは、当該基準地種を併記すること。
4 従前の土地に係る「権利範囲」欄には、土地又は先取特権、質権、抵当権若しくは処分の制限の存する土地の部分の面積を記載すること。
5 「市区町村」欄には、換地図に記載された市区町村番号を記載すること。
6 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものと
すること。

別記様式第七（第十四条関係）

別記様式第七(第十四条関係)
住宅地区整備促進法区域内施行可能申請書

届 出 日

申請者 住所
氏名

大物件地における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第34条第1項の申
告をしようとするので、下記により申請します。

① 土地の取得の要項

区域に含まれる地塊の名称	取得の要項

② 権利者の名称、登記又は地種

権利者の名称及び地種	権利者の用途及び用途

③ 権利以外の土地の名称、登記又は地種

土地の名称及び地種	土地の用途及び用途

- 備考
- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 行先(住所)欄には、当該行先の住所(郵便番号)を、甲又は乙に該当する場合においては、その内容及びその具体的な内容を記載すること。
 - 3 不動産物の用途及び用途等(欄)は、当該不動産物の用途又は用途の用途に関するもの(用途)及び用途(用途)及び用途(用途)を記載すること。甲又は乙に該当する場合においては、その旨も記載すること。

別記様式第八(第三十七条関係)

別記様式第八(第三十七条関係)

既得住宅区域内への換地を希望しない旨の申請書

年月日

申請人、住所

氏名

大蔵省(建設)における住宅及び住宅地の用途に関する特別措置法第96条第1項の規定により、下記の宅地について既得住宅区域内に換地を受けるべき宅地としての指定を希望しない旨の申請をします。

記

所在地	地番	地目	地積

備考
申請人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の住所たる事務所所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第九(第三十八条関係)

別記様式第九(第三十八条関係)

既得住宅換地申請書

年月日

申請人、住所

氏名

大蔵省(建設)における住宅及び住宅地の用途に関する特別措置法第96条第1項の規定により、下記の宅地について換地を既得住宅区域内に受けるべき宅地の申請をします。

記

所在地	地番	地目	地積

備考
申請人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の住所たる事務所所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第十(第四十五条関係)

別記様式第十(第四十五条関係)

換地等明細書

(一) 換地明細

所有者の住所及び氏名	従前の土地				換地処分後の土地	備考	
	所有権の登記の有無	都 町 村					所有権以外の権利又は地分の制限で既登記のもの
		町又は字	地番	地目			

(二) 法第74条第1項又は法第90条第1項の規定による処分(明細並びに)施行者が取得することとなる施設住宅の一部等及び参加組合員に与えられる施設住宅の一部等の明細

所有権又は借地権の登記の有無	宅地の表示	宅地について有する権利の種類	権利者の住所及び氏名	備考

ロ 換地処分後の宅地

表題登記又は所有権の登記の有無	宅地の表示	宅地について存する権利の種類	権利者の住所及び氏名	持分	摘要	登記の順位番号	記事

ハ 換地処分後の建物

表題登記又は所有権の登記の有無	建物の表示		従前の宅地について存する権利の種類	所有者の住所及び氏名	持分	摘要	登記の順位番号	記事
	所在	区分所有の部分の表示						

備考

- 1 「所有者の住所及び氏名」欄には、所有者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 従前の土地に係る都市区域並びに「町又は字」、「地番」、「地目」及び「地種」の各欄は、登記簿に記載された表示により記載すること。
- 3 「街区番号」欄には、換地届に記載された街区番号を記載すること。
- 4 換地処分後の土地に係る各欄には、換地(換地とみなされるものを含む。)、保留地及び換地処分後の公共施設の用に供する土地について、該当事項を記載すること。
なお、換地を定めない従前の土地に対応する換地処分後の土地に係る各欄は、空欄しておくこと。
- 5 「種別」、「部分」及び「符号」の各欄には、従前の土地について存する所有権以外の権利又は区分の制限で換地処分後の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、その登記簿に記載された順位番号を冠記し、「部分」欄には、その目的となっている土地の部分の位置及び地種を記載すること。
- 6 (一)の「記事」欄には、従前の土地又は換地処分後の土地につき、下記の場合には、それぞれその旨及び当該事項に関する換地処分の効果等について記載すること。
 - (1) 法第77条の規定により換地を定める場合
 - (2) 法第78条の規定により換地を定める場合
 - (3) 法第79条第1項の規定により義務教育施設用地として定める場合
 - (4) 法第80条第1項又は第2項の規定により保留地として定める場合
 - (5) 法第82条において適用する土地区画整理法第96条、第91条第4項若しくは第95条第6項の規定により換地を定めない場合又は法第74条第4項の規定により金銭により清算する場合
 - (6) 法第82条において適用する土地区画整理法第92条第3項の規定により従前の土地について存する借地権の目的となるべき土地又はその部分を定めない場合
 - (7) 法第82条において適用する土地区画整理法第91条第1項若しくは第3項の規定により換地を定める場合又は法第82条において適用する土地区画整理法第91条第1項若しくは第3項の規定により借地権の目的となるべき土地若しくはその部分を定める場合
 - (8) 法第82条において適用する土地区画整理法第95条第1項の規定により換地を定める場合
 - (9) 法第82条において適用する土地区画整理法第95条第3項の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の用に供すべき土地として定める場合
 - (10) 法第83条において適用する土地区画整理法第104条第5項の規定により地役権が消滅する場合
 - (11) 法第83条において適用する土地区画整理法第105条第1項又は第3項の規定により所有権が因又は地方公共団体に帰属する場合
 - (12) 法第83条において適用する土地区画整理法第105条第2項の規定により従前の権利が消滅する場合
- 7 (二)のイの調査中「宅地の表示」欄には、従前の宅地及び従前の借地権の目的となっている宅地について、その所在、地番、地目及び地種を登記簿に記載された表示により記載すること。
- 8 「宅地について存する権利の種類」欄には、従前の宅地について存する所有権、地上権及び賃借権についてその種別を記載すること。この場合において、既登記の借地権については、その登記簿に記載された順位番号を冠記すること。
- 9 「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 10 (二)のイの調査中「摘要」欄には、従前の宅地又は借地権について既登記の先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは区分の制限の登記に係る権利が存するときは、登記簿に記載された順位番号を冠記し、その権利の種類を記載すること。
- 11 (二)のロの調査中「宅地の表示」欄には、建物の存する宅地が2筆以上で、各筆の共有者及びそれぞれの共有持分の割合が相互に同一であるときは、各筆の宅地の表示を連記すること。
- 12 (二)のロの調査中「摘要」欄には、換地処分後の宅地に関する権利を与えられた従前の宅地又は借地権について既登記の先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは区分の制限の登記に係る権利が存するときは、登記簿に記載された順位番号を冠記し、その権利の種類を記載すること。
- 13 「登記の順位番号」欄は、空欄しておくこと。
- 14 (二)のロ及びイの調査中「記事」欄には、施行者が取得することとなる施設住宅の一部等又は参加組合員に与えられる施設住宅の一部等である場合には、その旨を記載すること。
- 15 (二)のハの調査中「建物」欄は、建物一棟ごとに作成し、その最下段に共用部分について記載すること。
- 16 「全体の表示」欄には、建物の全体の構造及び床面積を記載すること。
- 17 「区分所有の部分の表示」欄には、家屋番号並びに区分所有の部分の構造、種類、床面積及び建物の番号があるときは、建物の番号を記載すること。
- 18 「従前の宅地について存する権利の種類」欄の記載については、8の例によること。
- 19 (二)のハの調査中「摘要」欄の記載については、12の例によること。
- 20 共用部分の記載については、「区分所有の部分の表示」欄に共用部分の家屋番号、構造、種類及び床面積を記載すること。
- 21 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとする。

別記様式第十五(第五十三条関係)

生産緑地地区関係書

年 月 日

殿

都庁(生産緑地地区)又は国土交通省(生産緑地地区)の
都庁(生産緑地地区)又は国土交通省(生産緑地地区)の
都庁(生産緑地地区)又は国土交通省(生産緑地地区)の
都庁(生産緑地地区)又は国土交通省(生産緑地地区)の

本欄に記述する内容は、生産緑地地区の指定に関する特例措置法第16条第1項の規定
に基づき、当該生産緑地地区の指定に関する事項を記載することとされています。

記

- 1 区域に含まれる地域の名称
- 2 区域の面積
- 3 区域内に設置される又は設置予定の施設の名称